

の結束を試むるため廿五日午前三時丸山方に集合すべきを約したるが、該時刻に集れるもの十三名に過ぎず。

廿四日丸山清朝氏は同志二名と共に塚本通六丁目友愛會神戸聯合會に主事代理柴田富太郎氏を訪問し、内燃機に争議を起すべきに付友愛會の後援を求めたり。是に對し柴田氏は「友愛會は組織なき罷工に就て其選擇なく應援するの餘力を有せざることを遺憾とするものなり。寧ろ内燃機の諸君は先づ組合を組織して會社に當らば如何」と諭すところあり。訪問者は之を諒とし直ちに組合組織に著手したり。丸山清朝氏と柴田富太郎氏とは個人的に友人關係あり。從て此對談も亦友愛會神戸聯合會主事代理としての柴田氏に非ずして丸山對柴田の個人的關係に於てなされ、友愛會神戸聯合會幹部は發會式後に到りて始めて三菱内燃機の狀勢とその生みたる神戸發動機工組合を知りたるが如し。

廿五日午前丸山氏等の組合會は先づ各組長を動かして是を通じて嘆願書を提出する事となれり。午後二時組長十一名事務所に出頭工作課長に面會を求め、左記の書を工場長に取次がれ度き旨申出でたり。

### 歎 願 書

第一條 横断組合の存立を認むる事

第二條 團體交渉權を認むる事 (團體交渉とは左の四項)

(イ)労働時間の事 (ロ)工場設備の事 (ハ)解雇手當の事 (ニ)賃金問題の事

第三條 爾今八時間制を實施されたる事

第四條 日給五拾錢を増給されたる事 但し薄給者にして家計困難と認めたるものには相當の増給されたる事

第五條 會社側に於て不得止解雇の際に例令短時間勤務者と雖も日給金四箇月分以上支給されたる事、尙ほ家族同居者にして扶養の義務ある者には家族救済費として金參拾圓支出されたる事、但し内縁の妻も之に準ず。

第六條 依願解職者にして滿一箇年勤務に對して日給一箇月分支給されたる事、但し爾後は一箇月經過の都度日給一日分を加算されたる事

第七條 普通昇給は六箇月以上勤怠如何に拘らず昇給資格ある事

第八條 軍人の應召者に對しては日給半日分支給されたる事

第九條 今回の事件に付絶対に犠牲者を出さざる事

第十條 今回の嘆願の回答は三日以内にせられたる事

右十條を以て神戸發動機工組合一同より嘆願仕候也

大正十年六月二十五日

### 三菱内燃機製造株式會社神戸工場長殿

於茲間瀧工作課長は提出人名の記載なきを以て之を質せしに「神戸發動機工組合員一同であります」と答へたるが「其の中に組長も加はつて居るが、組長の意見も同様であるか」との再質問に急所を押へられ「否此申條と組長の意見とは大分相違し且組長には別に實行委員あり。我等組長は單に之を取次げるに過ぎず」と長階級らしき心理に立ち歸れり。課長は隙さず「諸子は組長なれば並職より責任ある地位にあり。自ら至當と思推せざるものを何故に課長の下許に提出せしや。無責任と云はずして何ぞや。諸子其地位を考へ苟も責任觀念あらば工場に到り一般に不心得なきやう、少くとも諸子の考